

政務調査費 詐欺罪で在宅起訴

(現・政務活動費)

政務調査費の不正受給は許されない

2017年12月22日に、熊本憲三議員(安芸区・自民党)が政務調査費(現在の政務活動費)をだましとったとして詐欺罪で広島地検に在宅起訴されました。起訴状によると、熊本議員は2011年〜15年、事務員を雇用し、給与を支払ったとする虚偽の領収書を計38回、会派の職員に提出し、計371万5千円を不正受給したというもの。

不正は「いいなり」と言いつつ

広島市に448万円を返還

2017年10月2日に熊本議員は、不正をしていないが、道義的責任がある」として広島市に、過去5年間分の約448万円を返還しています。(下表参照)

しかし、不正受給した事実がないのなら返還する必要はありません。返還して済ませる考えなのでしょうか。

議員は、行政の税金のムダ遣いや、不正を監視する役割を持つ市民の代表です。

議員の起訴は、議会不信、政治不信につながる大問題であり、同じ議員として誠に遺憾であり残念です。

議員としての資格が問われます。市民を裏切った責任」とり、辞職すべきです。

日本共産党市議団

市民への説明を求めて議長に申し入れ

党市議団は、これまでも議長に、警察の捜査への全面協力とともに、熊本議員と、所属会派が市民への説明責任を果たす場を設けるべきと申し入れてきました。

在宅起訴を受けて、12月27日に、議長に申し入れ書を手渡し、当人の辞職に向けて議長が指導力を発揮することを求めました。



申し入れをする党市議団 (12月27日)

党市議団の要望実現

議会の信頼回復へ 政務活動費を全面公開

市議会ホームページで会派ごとの領収書をすべて公開しています。(2017年6月末より)

政務活動費とは

地方自治法により制定された条例に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として交付されるものです。

広島市議会は議員一人に月30万円が会派に支給され、年度末に清算し、余れば市に返還します。

主な用途は、先進地視察、研修会への参加費、市政報告印刷費、資料購入、政務活動補助職員の人件費、事務所経費など。

市民の代表として、市民の声を市政に反映させる議員の政策立案・提言能力を高め、行政を批判監視し、情報を市民に還元するために必要な経費です。

政務活動費の使い方は議員のあり方を問うものです。

年度	会派名	幹事長	返還額
2011年	ひろしま保守クラブ	山田春男	915,000
2012年	自民党・保守クラブ		1,200,000
2013年		谷口修	1,100,000
2013年(3月)	自由民主党	山田春男	100,000
2014年		今田良治	400,000
利息			768,000
返還額の合計			4,483,000

